

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>(1) 地域の災害等リスク</p> <p>当市では次のような災害発生リスクがある。</p> <p>山際の地域では土砂災害の可能性に注意する必要がある。</p> <p>一方で、多くの事業者は平野部で活動しており、こうした地域においては、金倉川をはじめとした洪水への警戒、地域のため池、満濃池等の決壊、内水氾濫、地震に警戒する必要がある。</p> <p>特に今後30年以内に70～80%の確率で発生するといわれる南海トラフ地震については警戒が必要である。地震によって、ため池決壊、家屋倒壊、インフラ途絶などの可能性があるため、あらかじめ準備が必要であるといえる。</p> <p>(洪水：ハザードマップ)</p> <p>当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、50cm程度の浸水が予測されているほか、場所によっては市内ため池決壊による浸水で1～2m以上の浸水が予測されている。</p> <p>市内の金倉川流域では、大正から昭和にかけて少なくとも3度の堤防決壊を経験している。また、中谷川・弘田川は、連続雨量80mm程度に達した状況で時間雨量16mmから20mmが2時間続くと溢水することがある。</p> <p>(土砂災害：ハザードマップ)</p> <p>当市のハザードマップによると、山間の西部地区、吉原地区、南部地区、与北地区は、土石流・がけ崩れが発生し、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。</p> <p>また、吉原地区には地滑り発生の恐れがあるエリアがある。</p> <p>(ため池：ハザードマップ)</p> <p>当市には大小多数のため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。</p> <p>(満濃池決壊予想)</p> <p>満濃池の決壊想定では、市内で最大5m程度の浸水想定となっている。</p> <p>堤防の決壊から30分未満で水が市内に到達する可能性がある。</p> <p>このほか一定の条件がそろえば土器川決壊による洪水の影響も受ける可能性があるため、市外の情報にも注意をしておく必要がある。</p>

(地震のゆれ：香川県地震津波被害想定)

南海トラフ地震の今後30年以内の発生率は70～80%と言われ、香川県地震津波被害想定によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、当市域において震度6弱の地震が、また北部の一部地域では震度6強のゆれが予測されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(善通寺市総合ハザードマップ)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 299社 (平成28年経済センサスより)
- ・小規模事業者数 1, 034社 (平成28年経済センサスより)

【内訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A 農業、林業	15	13	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	115	109	
E 製造業	95	76	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G 情報通信業	4	4	
H 運輸業、郵便業	30	23	
I 卸売業、小売業	374	248	
J 金融業、保険業	20	18	
K 不動産業、物品賃貸業	116	112	
L 学術研究、専門・技術サービス業	52	46	
M 宿泊業、飲食サービス業	204	153	
N 生活関連サービス業、娯楽業	136	126	
O 教育、学習支援業	44	42	
P 医療、福祉	30	23	
Q 複合サービス事業	9	8	
R サービス業 (他に分類されないもの)	55	33	
合計	1, 299	1, 034	

【事業所の立地状況等】

- ・ 当市は、善通寺インターがあることから交通の便もよく、周辺の幹線道路沿いに小売業（大型店）やサービス業の立地が進んできている。
- ・ 商工業者の約60%が中央、東部（中心市街地）、竜川（丸亀寄り）地区にある。
- ・ 中央、東部、竜川地区に小売業・サービス業の商業集積があり、国道319号線沿い及び市道庄内線に大型小売店が出店している。
- ・ 小規模の製造業・卸売業は、市内に点在している。
- ・ 医療機関は、ほぼ市内全域で開業している。

（3）これまでの取組

1）当市の取組

- ・ 善通寺市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 善通寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2）当所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・ 平成29年度香川県商工会議所連合会との共催セミナー
 - ・ 平成29年度三井住友海上火災高松支店丸亀支社との日商保険制度勉強会
 - ・ 平成30年度伴走型小規模事業者支援推進事業セミナー
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 善通寺市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、当所と当市において連携する協定書の締結はなく、緊急時の取組協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前

対策の必要性を周知する。

- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 現状では、当所と当市との連携協定書の締結はないが、速やかに連携体制を整え、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知す

る。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和2年に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 各損保会社と連携等により専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ （仮称）善通寺市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、

政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、善通寺市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況の確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下3パターンを想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

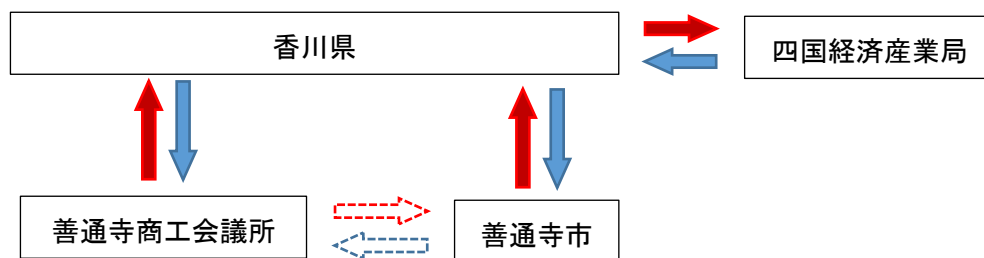
発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
2ヶ月以降	2日に1回連絡する

- ・ 当市で取りまとめた「善通寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・ 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を香川県の指定する方法にて当所又は当市より香川県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を香川県の指定する方法にて当所又は当市より香川県へ報告する。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

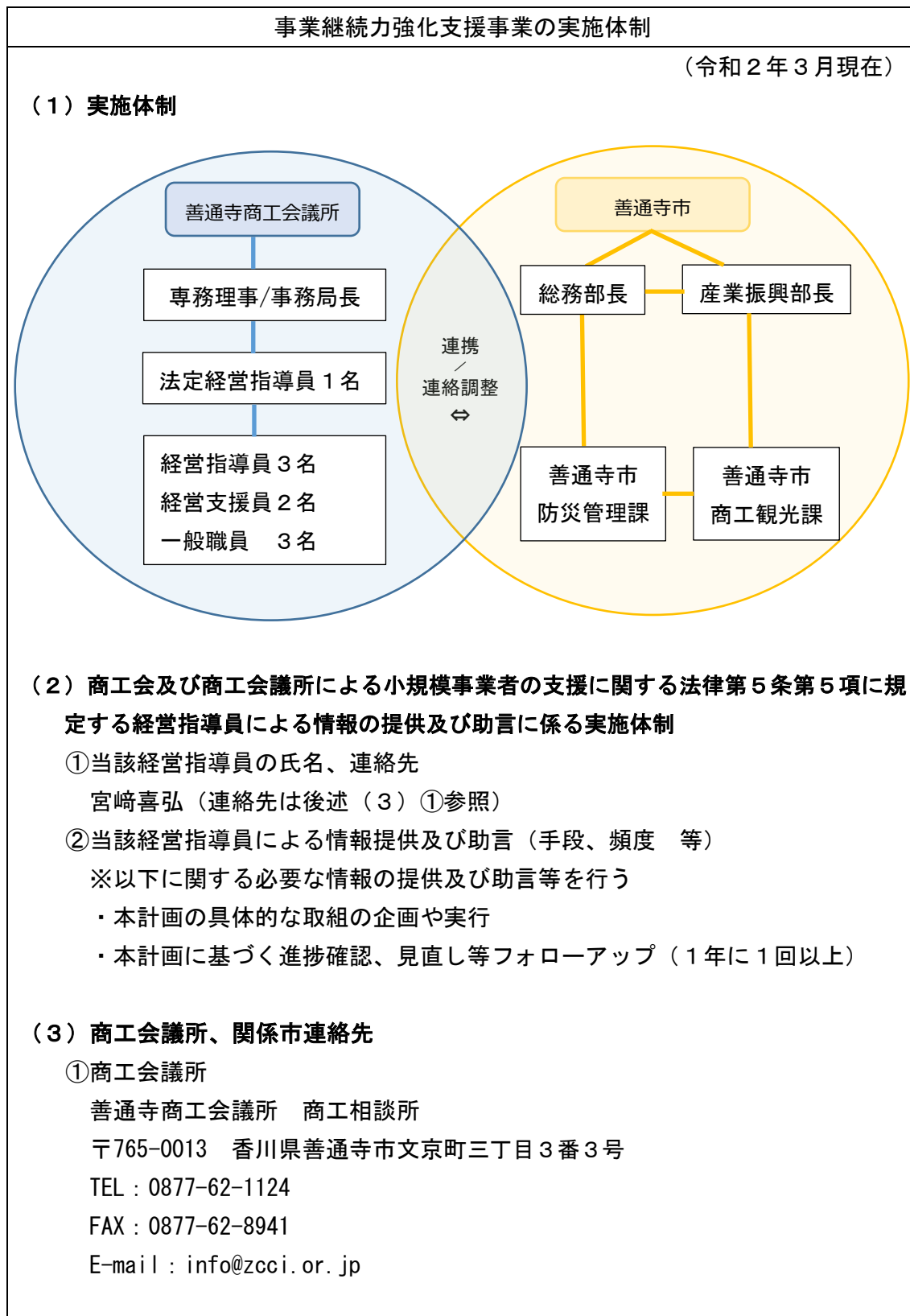
- ・ 国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町

善通寺市役所

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

・商工観光課

TEL : 0877-63-6315

FAX : 0877-63-6398

E-mail : shoukan@city.zentsuji.kagawa.jp

・防災管理課

TEL : 0877-63-6338

FAX : 0877-63-6350

E-mail : bosai@city.zentsuji.kagawa.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及び調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	220	220	270	270	270
・会報記事掲載費	120	120	120	120	120
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	—	—	50	50	50

調達方法
会費収入、善通寺市補助金、香川県交付金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>組織名：善通寺市商店連合会（任意団体） 代表者：会長 白井 浩 住 所：善通寺市文京町三丁目3番3号（善通寺商工会議所内） 構成員：38店舗</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<p>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・各種会合時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明。 ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。</p> <p>2) 連携する事業 ・事業継続に係わる普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。</p> <p>3) フォローアップ ・事業者BCP等取組状況の確認。</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>・当所における小規模事業者が位置する上位3地区（中央・東部・竜川）で構成する善通寺市商店連合会の構成員は地域に密着した営業形態であることから、各商店主の近隣の被害状況の情報提供及び情報共有を行うことで、当所経営指導員等職員だけでは対応しきれない被災した市内の各地区内で人的サポートを担うことができる。</p>
<p>連携体制図等</p>